

法令および定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための体制および
当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

四国電力株式会社

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.yonden.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、地域と共に生き、地域と共に歩み、地域と共に栄えるという基本精神のもと、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、適法・適正かつ効率的な事業活動を遂行するため、会社法および会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」を以下の通り定める。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則として毎月1回開催することに加え必要があるときは随時開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、行動規範およびコンプライアンスガイドラインを制定するとともに、コンプライアンスに関する専門委員会、社内外相談窓口を設置し、取締役自らがコンプライアンスを積極的に推進する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を定めた社内規程を制定し、適切に保存・管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業運営に関するリスクについて、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルのなかでリスクの統制を行う。
- (2) 各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて、専門委員会を設置し、総合的な対応を図る。
- (3) 自然災害などによる非常事態に関するリスクに備え、個別に規程を整備し、管理体制を定める。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。

(2) 各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 行動規範、コンプライアンスガイドラインなどの整備に加え、研修システムなどを活用したコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。

(2) 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用する。

(3) 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、執行部門から独立した内部監査部門による監査を実施する。

6 反社会的勢力の排除に向けた体制

市民社会に脅威を与える反社会的勢力への対応を統括する組織を設置し、これらの勢力とは、断固として対決する。

7 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ経営方針を定め、グループ各社の計画立案から執行までを総括的に管理・評価することにより、グループ全体でマネジメントサイクルを展開する。

(2) グループ経営管理上必要な事項について、グループ各社に事前協議・報告を求める社内規程を整備・運用するとともに、グループ各社のトップとの意見交換会を定期的を開催するなど、緊密な情報関係を図る。

(3) グループ各社の事業活動に関するリスクを把握・評価のうえ、経営計画へ適切に反映し、リスクの統制を行う。

(4) グループ各社に対しては、取締役および使用人の職務執行の適正を確保するため、コンプライアンス等に関する方針を提示し、当社に準ずる体制の整備を求める。また、コンプライアンスに係る社内外相談窓口において、グループ会社に係る事項の相談を受付け、適切な運用を図る。

(5) グループ経営推進を図り、適正な業務遂行を確認するため、当社の取締役などをグループ各社の取締役、監査役に充てるとともに、適宜、当社内部監査部門による監査を実施する。

8 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するための専任組織を設置し、必要な監査等委員会補助スタッフを配置する。

9 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会補助スタッフの職務執行について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令からの独立性および監査等委員会からの指示の実効性を確保する。
- (2) 監査等委員会補助スタッフの人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重する。

10 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 法令の定めによるもののほか、重要会議への監査等委員である取締役の出席、経営層が情報共有する社内報告制度などにより、グループ経営に係る重要な情報を監査等委員会に連絡する。また、監査等委員会から求められた場合、適切に報告する。
- (2) 監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いを行わない。

11 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）のために必要な費用については、当社が負担する。

12 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役等と監査等委員会との定期的な意見交換などの実施や内部監査部門と監査等委員会との緊密な関係などにより、監査等委員会監査の実効性を高めるための環境整備を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく、2019年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

1 コンプライアンス

- (1) 取締役会規程に基づき、取締役会が原則月1回開催（2019年度は計11回開催）され、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督している。また、審議結果について議事録を作成し保管している。
- (2) 取締役は、法令等の遵守と企業倫理の徹底のため、行動規範等を整備するとともに、「コンプライアンス推進委員会」を設置してコンプライアンスを積極的に推進している。

また、集合教育や遠隔教育システム（eラーニング）を活用したコンプライアンス教育を実施するとともに、公益通報を受け付ける「コンプライアンス相談窓口」を設置するなど、使用人の法令遵守意識の徹底を図っている。

さらに、取引先との適切な関係の維持を図るため、取引先からの贈答品の受領を原則として禁止するとともに、贈答品受領に関する相談窓口を設置するなど、会社として対応する仕組みを導入している。

- (3) 反社会的勢力に対しては、総務部等の統括部署を中心として、警察当局や顧問弁護士などの専門機関と情報連携も図りながら対応することとしている。また、定期的に従業員に対しトラブル対応研修を実施している。

2 経営管理

- (1) 毎年度の基本的な経営方針・計画を定めたグループ経営計画を常務会および取締役会で審議のうえ決議し、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントを実施している。
- (2) 組織規程、権限基準等の社内規程で各職位の責任・権限等を明確化するとともに、必要な改正を適宜実施しており、これらに基づき適正かつ効率的な業務執行を行っている。
- (3) グループ会社に対しては、グループ経営計画や四半期ごとの業務報告等を通じて、グループ各社の計画立案から執行までを総括的に管理・評価し、グループ全体のマネジメントサイクルを展開している。

3 リスク管理

- (1) 事業運営に関するリスクについては、各事業本部および各々が経営計画に織り込むとともに、業務執行の中で担当取締役等の指導を得て対応するなど、業務の各段階でリスクマネジメントを実施している。
- (2) 各取締役は、自らの分掌業務に対するリスク管理を行うとともに、法令違反や個人情報漏洩等の全社横断的なリスクに対しては、CSR推進会議や個人情報保護推進委員会等の専門委員会を設置し、総合的な対応を図っている。
- (3) 自然災害などによる非常事態に関するリスクに備え、関係法令の定めに基づき、防災計画等を策定し、災害を想定した訓練等を実施している。また、新型コロナウイルス感染拡大に備え、新型インフルエンザ等対策業務計画に準拠し、電力の安定供給を確保できる体制の構築や従業員の感染予防対策の徹底を図っている。

4 監査等委員会監査

- (1) 監査等委員会の職務を補助するための専任組織である「監査等委員会室」にスタッフを配置している。また、組織規程に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令からの独立性を確保する旨を明記している。
- (2) 監査等委員である取締役は、取締役会、常務会、幹部会および送配電カンパニー※におけるカンパニーボード等の重要会議に出席するとともに、各部門は重要情報を監査等委員会に連係している。また、内部監査部門である考査室は、監査等委員会に考査計画・結果を連係している。（※2020年3月31日付で送配電カンパニーは廃止）
- (3) コンプライアンス相談窓口への相談案件について監査等委員会に連係する体制を整備している。また、「取締役のコンプライアンス違反に関する社内通報窓口」を監査等委員会室に設置している。なお、組織規程に、監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利益な取扱いを行わない旨を明記している。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	株 主 資 本 (百万円)				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	145,551	35,198	170,280	△ 41,492	309,537
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 6,194		△ 6,194
親会社株主に帰属する当期純利益			18,092		18,092
自己株式の取得				△ 196	△ 196
自己株式の処分			△ 0	1	1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	11,898	△ 195	11,703
当連結会計年度末残高	145,551	35,198	182,178	△ 41,687	321,240

	その他の包括利益累計額 (百万円)					非支配株主持分 (百万円)	純資産合計 (百万円)
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,873	5,892	1,511	△ 586	9,691	1,960	321,189
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△ 6,194
親会社株主に帰属する当期純利益							18,092
自己株式の取得							△ 196
自己株式の処分							1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	△ 1,143	△ 2,559	△ 84	△ 2,604	△ 6,391	147	△ 6,244
当連結会計年度変動額合計	△ 1,143	△ 2,559	△ 84	△ 2,604	△ 6,391	147	5,458
当連結会計年度末残高	1,729	3,333	1,426	△ 3,190	3,300	2,107	326,648

連結注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 12社

四国電力送配電(株), (株)S T N e t, (株)ケーブルメディア四国, ケーブルテレビ徳島(株), 四電エンジニアリング(株), (株)四電技術コンサルタント, 四電エナジーサービス(株), 坂出L N G(株), SEP International Netherlands B.V., 四国計測工業(株), 四電ビジネス(株), (株)四国総合研究所

連結の範囲の変更

会社設立に伴い, 四国電力送配電(株)を, 当連結会計年度より連結決算の対象会社に追加した。

非連結子会社 11社

穎娃風力発電(株), SEP International America Corporation, SEP International Hamriyah B.V., テクノ・サクセス(株), (株)阿部鐵工所, 四国航空(株), 伊方サービス(株), (株)よんでんメディアワークス, (株)よんでんライフケア, あぐりぼん(株), (株)よんでんプラス

非連結子会社は, その総資産, 売上高, 当期純損益, 利益剰余金等の規模からみて, これらを連結の範囲から除いても, 連結計算書類に及ぼす影響に重要性がない。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している非連結子会社 1社

SEP International Hamriyah B.V.

持分法を適用している関連会社 5社

(株)四電工, TTCL Gas Power Pte. Ltd., Sharjah Hamriyah Independent Power Company PJSC, Sharjah Hamriyah O&M Company Ltd., Orchid Wind Power GmbH

持分法適用範囲の変更

出資に伴い, SEP International Hamriyah B.V., TTCL Gas Power Pte. Ltd., Sharjah Hamriyah Independent Power Company PJSC, Sharjah Hamriyah O&M Company Ltd., Orchid Wind Power GmbH を, 当連結会計年度より持分法の適用範囲に追加した。

持分法を適用していない関連会社 12社

土佐発電(株), 三崎ウインド・パワー(株), (株)大川原ウインドファーム, 橋火力港湾サービス(株), 新居浜L N G(株), YN Energy Pty Ltd, S4 Chile SpA, 四変テック(株), (株)宇多津給食サービス, (株)徳島市高P F I サービス, (株)松山学校空調P F I サービス, (株)西条学校空調P F I サービス

持分法を適用していない非連結子会社10社及び関連会社12社は, それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり, かつ, 全体としてもその影響に重要性がない。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a 有価証券

その他有価証券

- 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理)
- 時価のないもの……………移動平均法による原価法

b たな卸資産

- 発電用燃料及び電力量計……………総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- 未成工事支出金……………個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- その他のたな卸資産……………移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 有形固定資産……………主として定率法
- 無形固定資産……………定額法

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性に基づき、回収不能見込額を計上している。

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- a 当社企業集団の主たる事業は電気事業であるため、連結計算書類の用語及び様式については、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)に準じて記載している。

b 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づいて計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、主として発生連結会計年度に費用処理している。

数理計算上の差異は、主として発生連結会計年度の翌連結会計年度に一括費用処理している。

c 原子力発電施設の資産除去債務の費用計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務

に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日）第8項（特別の法令等により除去に係る費用を適切に計上する方法がある場合）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に従い、費用計上している。

d 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産（運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質（原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。）によって汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る。）を含み、資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額については、「電気事業会計規則」により、経済産業大臣の承認に係る申請書を提出のうえ、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することとしている。また、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、同承認を受けた日以降、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

e 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号）に規定する拠出金を、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて電気事業営業費用として計上している。

2005年度に実施した引当金計上基準の変更に伴い生じた差異の未償却残高（前連結会計年度末3,238百万円）については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、使用済燃料に係る拠出金として納付し、電気事業営業費用として計上している。なお、未償却残高の納付については、2019年度に終了した。

また、拠出金には使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、当該拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

f 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

g 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

h 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記していた「営業外収益」の「受取補償金」について、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めている。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①当社の総財産は、社債・(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

(担保付債務)

社債	債（1年以内に償還すべき金額を含む）	359,987百万円
(株)日本政策投資銀行借入金	（1年以内に返済すべき金額を含む）	25,000百万円

②連結子会社の出資の一部には、出資会社における借入金に対して担保が設定されている。

(担保資産)

長期投資	1,658百万円
その他（投資その他の資産）	5,732百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,478,829百万円

(3) 保証債務

①借入金に係る保証債務

日本原燃㈱ ㈱日本政策投資銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務	39,359百万円
Orchid Wind Power GmbH ㈱三井住友銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務	5,150百万円
ラス・ギルタス・パワー・カンパニー ㈱国際協力銀行ほかからの借入金に対する保証債務	848百万円
アル・サワディ・パワー・カンパニー クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・ バンクほかからの借入金に対する保証債務	642百万円
アル・バティナ・パワー・カンパニー クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・ バンクほかからの借入金に対する保証債務	609百万円
従業員 従業員の持家財形制度による㈱みずほ銀行ほかからの借入金に対する 連帯保証債務	8,561百万円
計	55,171百万円

②取引の履行に係る保証債務

アラブ首長国連邦（UAE）シャルジャ首長国ハムリヤ火力発電事業 シャルジャ電力・水庁との電力販売契約の履行に対する保証債務ほか	1,631百万円
計	1,631百万円

(4) 会社法以外の法令の規定による引当金

濁水準備引当金は、濁水準備引当金に関する省令（平成28年経済産業省令第53号）に基づく引当金である。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度末の株式数 223,086千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

a 2019年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,113百万円
(ロ) 1株当たりの配当額	15円
(ハ) 基準日	2019年3月31日
(ニ) 効力発生日	2019年6月27日

b 2019年10月31日の取締役会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,113百万円
(ロ) 1株当たりの配当額	15円
(ハ) 基準日	2019年9月30日
(ニ) 効力発生日	2019年11月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれている。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの
2020年6月25日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,113百万円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たりの配当額	15円
(ニ) 基準日	2020年3月31日
(ホ) 効力発生日	2020年6月26日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれている。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

電気事業の設備投資等に必要な資金を社債及び借入金により調達しており、有利かつ長期安定資金の調達を基本方針としている。また、短期的な運転資金を、主にコマーシャル・ペーパーにより調達している。

一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産にて運用している。

有価証券は、電気事業の安定的・効率的な運営に資する目的で関係する企業の株式等を保有しており、事業環境や出資先企業の変化に応じて適宜保有の見直しを行っている。

売掛金は、大半が電気料金に係るものであり、個別管理している。

デリバティブは、実需取引に基づいて発生する原債権・債務や今後の予定取引に係る金利変動リスク・為替変動リスク等を回避するために利用している。また、デリバティブ取引先は信頼度の高い金融機関に限定している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(百万円)

	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
①有価証券			
その他有価証券（*1）	7,205	7,205	—
②現金及び預金	55,461	55,461	—
③受取手形及び売掛金	96,067	96,067	—
資 産 計	158,734	158,734	—
①社債（*2）	359,987	368,817	8,830
②長期借入金（*2）	357,075	366,323	9,248
③支払手形及び買掛金	37,894	37,894	—
負 債 計	754,956	773,035	18,078
デリバティブ取引計（*3）	7,384	7,384	—

(*1) その他有価証券は、連結貸借対照表上、長期投資に含まれている。

(*2) 社債及び長期借入金には、1年以内に返済予定のものを含めて記載している。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①有価証券

取引所の価格によっている。

②現金及び預金、③受取手形及び売掛金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負 債

①社債

市場価格に基づき算定している。

②長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定している。

③支払手形及び買掛金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっている。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等(連結貸借対照表計上額35,589百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「①有価証券 その他有価証券」には含めていない。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,577円57銭

1株当たり当期純利益 87円92銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度末における当該自己株式数は189千株である。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度における当該期中平均自己株式数は117千株である。

7. その他の注記

(共通支配下の取引等)

(1) 取引の概要

当社は、2020年4月1日付で、当社の一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)等に基づき、共通支配下の取引として処理している。

なお、分割、承継された資産、負債の金額は以下のとおりである。

四国電力送配電株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額 (2020年4月1日現在)

資 産		負 債	
項 目	金 額	項 目	金 額
固定資産	441,455百万円	固定負債	5,876百万円
流動資産	24,630百万円	流動負債	24,631百万円
合 計	466,086百万円	合 計	30,507百万円

(伊方発電所3号機運転差し止め仮処分)

2020年1月17日、当社は、広島高等裁判所より、伊方発電所3号機について、本案訴訟の第一審判決の言渡しまで運転差し止めを命じる仮処分決定を受けた。本決定について、2020年2月19日、当社は、広島高等裁判所に保全異議の申立て等を行った。

(減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、貸貸用資産は地点別の物件を、製造設備は運営する事業を基本単位として資産のグルーピングを行っている。

貸貸用資産は、収益性が著しく低下又は土地の市場価格が下落したため、製造設備は、収益性の低下が認められるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。

用途	種類	場所	回収可能価額の算定方法	減損損失
貸貸用資産	土地・建物等	徳島県三好市等	使用価値、又は正味売却価額	1,560百万円
製造設備	建物・機械及び装置等	香川県仲多度郡多度津町	使用価値	196百万円

使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定し、正味売却価額については、固定資産税評価額を合理的に調整して算定している。また、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については、使用価値をゼロとして評価している。

なお、上記以外の減損損失については、重要性が乏しいため記載を省略している。

(取締役等を対象とした株式報酬制度)

当社は、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会の決議を経て、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）及び役付執行役員（取締役を兼務する者を除く。以下、取締役と役付執行役員とをあわせて、「取締役等」という。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入している。

(1) 制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対し、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度である。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となる。

(2) 信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は187百万円、株式数は189千株である。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	株 主 資 本 (百万円)					
	資 本 金	資 本 剩 余 金	利 益 剩 余 金			
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金		利 益 剩 余 金 合 計
			海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	繰 越 利 益 剩 余 金		
当事業年度期首残高	145,551	35,198	32,819	4	99,825	132,649
当事業年度変動額						
海外投資等損失準備金の取崩				△ 2	2	—
剰余金の配当					△ 6,226	△ 6,226
当期純利益					14,520	14,520
自己株式の取得						
自己株式の処分					△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額 (純額)						
当事業年度変動額合計	—	—	—	△ 2	8,296	8,294
当事業年度末残高	145,551	35,198	32,819	2	108,121	140,943

	株 主 資 本 (百万円)		評 価 ・ 換 算 差 額 等 (百万円)			純資産合計 (百万円)
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 限 公 司 株 券 評 価 差 額	繰 延 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当事業年度期首残高	△ 38,278	275,121	2,647	5,892	8,540	283,661
当事業年度変動額						
海外投資等損失準備金の取崩		—				—
剰余金の配当		△ 6,226				△ 6,226
当期純利益		14,520				14,520
自己株式の取得	△ 196	△ 196				△ 196
自己株式の処分	1	1				1
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額 (純額)			△ 782	△ 745	△ 1,527	△ 1,527
当事業年度変動額合計	△ 195	8,098	△ 782	△ 745	△ 1,527	6,571
当事業年度末残高	△ 38,473	283,220	1,865	5,147	7,012	290,233

個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①長期投資のうちの有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②関係会社長期投資のうちの有価証券……………移動平均法による原価法

③貯蔵品

発電用燃料及び電力量計……………総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

その他の貯蔵品……………移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

無形固定資産……………定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性に基づき、回収不能見込額を計上している。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、発生事業年度に費用処理している。

数理計算上の差異は、発生事業年度の翌事業年度に一括費用処理している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

①電気事業会計規則の改正

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、電気事業会計規則が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

②原子力発電施設の資産除去債務の費用計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日）第8項（特別の法令等により除去に係る費用を適切に計上する方法がある場合）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に従い、費用計上している。

③原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産（運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質（原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。）によって汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る。）を含み、資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額については、「電気事業会計規則」により、経済産業大臣の承認に係る申請書を提出のうえ、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することとしている。また、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、同承認を受けた日以降、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

④使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）に規定する拠出金を、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

2005年度に実施した引当金計上基準の変更に伴い生じた差異の未償却残高（前事業年度末3,238百万円）については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、使用済燃料に係る拠出金として納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。なお、未償却残高の納付については、2019年度に終了した。

また、拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、当該拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

⑤消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑥連結納税制度を適用している。

⑦連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において区分掲記していた「附帯事業営業収益」及び「附帯事業営業費用」の「電気温水器賃貸事業」は、重要性が乏しくなったため、「その他附帯事業営業収益」及び「その他附帯事業営業費用」に含めている。また、「営業外収益」の「受取補償金」について、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑収益」に含めている。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

当社の総財産は、社債・㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債	債（1年以内に償還すべき金額を含む）	359,987百万円
	㈱日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	25,000百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,348,447百万円

(3) 保証債務

①借入金に係る保証債務

日本原燃㈱
㈱日本政策投資銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務 39,359百万円

Orchid Wind Power GmbH
㈱三井住友銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務 5,150百万円

ラス・ギルタス・パワー・カンパニー
㈱国際協力銀行ほかからの借入金に対する保証債務 848百万円

アル・サワディ・パワー・カンパニー
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・
バンクほかからの借入金に対する保証債務 642百万円

アル・バティナ・パワー・カンパニー
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・
バンクほかからの借入金に対する保証債務 609百万円

従業員
従業員の持家財形制度による㈱みずほ銀行ほかからの借入金に対する
連帯保証債務 8,551百万円

計 55,161百万円

②取引の履行に係る保証債務

アラブ首長国連邦 (UAE) シャルジャ首長国ハムリヤ火力発電事業
シャルジャ電力・水庁との電力販売契約の履行に対する保証債務ほか 1,631百万円

計 1,631百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する長期金銭債権 50,828百万円

関係会社に対する短期金銭債権 5,508百万円

関係会社に対する短期金銭債務 28,691百万円

(5) 附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業 専用固定資産 176百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 134百万円

ガス供給事業合計額 311百万円

熱供給事業 専用固定資産 1,189百万円

(6) 会社法以外の法令の規定による引当金

濁水準備引当金は、濁水準備引当金に関する省令（平成28年経済産業省令第53号）に基づく引当金である。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額	収益	1,962百万円
	費用	92,842百万円
関係会社との営業取引以外の取引高の総額		3,693百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	15,734千株
------------------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	15,991百万円
資産除去債務	14,191百万円
退職給付引当金	3,517百万円
その他	18,329百万円

繰延税金資産小計	52,029百万円
評価性引当額	△ 9,088百万円

繰延税金資産合計	42,940百万円
----------	-----------

繰延税金負債

原子力廃止関連仮勘定	△ 12,217百万円
資産除去債務相当資産	△ 4,387百万円
繰延ヘッジ損益	△ 2,080百万円
その他	△ 2,342百万円

繰延税金負債合計	△ 21,027百万円
----------	-------------

繰延税金資産の純額	21,913百万円
-----------	-----------

7. 関連当事者との取引に関する注記

(役員及び個人主要株主等)

種類	氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容 (注1)	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
				役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	香川 亮平	当社取締役 ㈱百十四銀行 取締役専務執行 役員兼CCO	—	—	—	資金の借入	—	長期借入金	38,500
						利息の支払い	169	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 上記の取引の内容は、取締役が第三者(㈱百十四銀行)の代表者として行った取引であり、利率は市場金利に基づき決定している。なお、担保は提供していない。

(注2) 当社の取締役である香川亮平氏については、2019年6月26日付で当社の取締役に就任したため、就任後の㈱百十四銀行との取引が関連当事者取引に該当する。なお、上記の取引金額は、香川亮平氏が関連当事者となった期間の取引金額である。

(子会社等)

種類	会社等の名称	議決権等 の所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
関 連 会 社	㈱ 四 電 工	(所有) 直接 32.2	兼任2人	配電工事, 送 電工事, 電気 設備工事の 委託	送配電設備等の建設 (注1)	18,046	関係会社 短期債務	2,058
					送配電設備等の保守委託 (注1)	14,951		2,276

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 取引相手から提示された価格及び当社から提示した価格により、毎年度交渉の上決定している。

(注2) 関係会社短期債務の期末残高には、消費税等が含まれている。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,399円71銭

1株当たり当期純利益 70円00銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度末における当該自己株式数は189千株である。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度における当該期中平均自己株式数は117千株である。

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

連結配当規制を適用している。

10. その他の注記

(退職給付に係る連結会計処理との相違)

当事業年度に発生した数理計算上の差異は、貸借対照表上、翌事業年度に一括計上しており、連結計算書類における会計処理方法と異なっている。

(共通支配下の取引等)

(1) 取引の概要

当社は、2020年4月1日付けで、当社の一般送配電事業等を会社分割の方法により四国電力送配電株式会社へ承継した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）等に基づき、共通支配下の取引として処理している。

なお、分割、承継された資産、負債の金額は以下のとおりである。

四国電力送配電株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額 (2020年4月1日現在)

資 産		負 債	
項 目	金 額	項 目	金 額
固定資産	441,455百万円	固定負債	5,876百万円
流動資産	24,630百万円	流動負債	24,631百万円
合 計	466,086百万円	合 計	30,507百万円

(伊方発電所3号機運転差止め仮処分)

2020年1月17日、当社は、広島高等裁判所より、伊方発電所3号機について、本案訴訟の第一審判決の言渡しまで運転差止めを命じる仮処分決定を受けた。本決定について、2020年2月19日、当社は、広島高等裁判所に保全異議の申立て等を行った。

(減損損失)

賃貸用資産について、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、地点別の物件を基本単位として資産のグルーピングを行っている。

土地の市場価格が下落した賃貸用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。

用途	種類	場所	回収可能価額の 算定方法	減損損失
賃貸用資産	土地	東京都目黒区等	正味売却価額	258百万円

正味売却価額については、固定資産税評価額を合理的に調整して算定している。
なお、上記以外の減損損失については、重要性が乏しいため記載を省略している。

(取締役等を対象とした株式報酬制度)

取締役等を対象とした株式報酬制度については、連結計算書類の連結注記表（7. その他の注記）に記載している。

以 上

MEMO

MEMO

